

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進

(5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

1 移転促進に向けた企業への調査・分析

- 東京圏の企業に対し地方移転に関するニーズや実態、コロナを契機とした地方への関心の高まりといった変化の調査を行うなど、定量的な分析結果に基づき課題を明確にした上で、新たな地方創生を展開し、東京一極集中の解消に効果的な対策を講ずること。

2 地方移転を促進するインセンティブの構築

- 集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金(仮称)制度を創設すること。
- 企業全体の雇用増ではなく地方の雇用増に着目した本社機能の移転に対する地方拠点強化税制の更なる拡充を図ること。
- 東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- 本社機能の移転に伴い、地方へ転居する従業員に対しての移住支援制度を創設すること。

3 地域未来投資促進法における対象施設の拡充等

- 地域未来投資促進法の基本方針に規定する市街化調整区域における地域経済牽引事業計画の対象施設については、現行の対象施設に加えて、製造業等の工場や研究施設なども追加するとともに、農地転用による工業団地等の造成事例など、今後の活用の参考となる情報を積極的に公表すること。

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

国への提案事項

4 地方企業の人材投資に係る財政支援の強化

- 感染症拡大を契機に地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、東京一極集中の是正を強力に進めるとともに、コロナ収束後を見据えた地方企業の成長戦略実現のための人材投資の促進に係る自治体の取組に対して、財政支援を強化すること。

5 プロフェッショナル人材の還流に向けた取組の継続

- VUCAの時代と言われる先行き不透明な状況においても中小・中堅企業の攻めの経営を促進するため、新事業展開等に必要な即戦力人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点をはじめとする人材マッチング機能を、地方における社会インフラとして存続させること。

【提案先省庁：内閣府、厚生労働省、経済産業省】

4 LX(ローカル・トランスフォーメーション)の推進 (5) 地方移転及び地方還流の促進

現状／国の取組状況等

○ 人・モノの東京への過度の集中

- ・ 全国の事業所の約25%が東京圏に所在。
- ・ 東京圏(東京, 埼玉, 千葉, 神奈川)への本社移転は、2021年は転出超過となつたが、2011年以降10年連続転入超過が続いていた。

○ 企業ニーズと施策のミスマッチ

- ・ 本社機能の社員数は減少傾向であるが、雇用促進税制は法人全体の雇用増を求めている。
- ・ 地方移転の実現を試みる企業が、本社機能の新設等に伴う経費全体への支援等を求める中で、現行の施設のみに対する減税策では企業にとって十分なインセンティブが与えられていない。

【地方拠点強化税制】～令和4年度税制改正内容～

- ・ 適用期限を令和6年3月末まで2年間延長
- ・ 特例措置の対象となる事業部門の追加及び対象施設の整備期間の延長
- ・ 雇用增加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充
※雇用促進税制の適用に係る上限人数は、法人全体の雇用者数で変更なし

○ 地域未来投資促進法

- ・ 平成29年度に「広島県地域未来投資促進基本計画」を策定しているが、令和4年度に計画期間が終期を迎えるため、次期基本計画策定に向けて準備している。
- ・ 国においても、地域の産業集積の形成及び活性化に関して、検討が進められている。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則(抄)

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(次項において「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

課題

- 東京一極集中は日本全体の構造的課題であり、国が自ら率先し、企業の東京圏から地方への移転促進に係る具体的な課題解決を図る必要がある。
- 新型コロナウィルス感染症の拡大により、東京一極集中のリスクが改めて浮き彫りとなった。
- 企業の地方移転の促進に向けて実態把握、施策の明確化や効果検証等を行いながら、成果を挙げていく必要がある。

(地方拠点強化税制)

- 地方移転によるデメリットを上回るメリットを企業が感じ、より多くの企業が地方への移転を行うため、現行の減税策以外の支援制度を設ける必要がある。

(地域未来投資促進法)

- 地域未来投資促進法を活用した土地利用の事例については、既存の工業団地等の拡張事例以外は公表されていない。また、事例の市町村名が公表されていないため、公表内容以上の情報が得にくい。
- 地域未来投資促進法の基本方針において、市街化調整区域内で認められている開発行為は、次の2つの区域に限定され、かつ、施設も限定されている。
 1. 流通の結節点(物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地する食品関連物流施設、植物工場又は生体材料の研究施設若しくは工場)
 2. 原料調達地又は密接な関係のある既存施設の近傍(農林水産物等の生産地等又は現に試験研究の用に供されている試験研究施設等の近傍に立地する研究施設又は工場)

現状／広島県の取組

○ 「プロフェッショナル人材戦略拠点」の設置

- 潜在成長力のある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を平成27年10月に全国で最初に設置し、活動を開始

【拠点の活動実績(令和4年7月末までの累計)】

	相談件数	成約件数
全 国	76,760	17,888
広島県	2,686	627(※)

(※) 連携する登録人材紹介会社主導の成約件数も含めた県全体の成約件数は、1,457件

○ プロフェッショナル人材受入コストの支援

- 人材紹介手数料の一部補助による企業の負担軽減策を実施

【補助金交付実績(令和4年7月末までの累計)】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
補助件数	20	33	34	40	53	39	18	237
首都圏からの転職・転居数	5	18	8	12	29	17	11	100
割 合	25.0%	54.5%	23.5%	30.0%	54.7%	43.6%	61.1%	42.2%

令和2年度以降、首都圏からのプロ人材の転職・転居が高水準で推移。コロナ禍が地方転職潜在層に与えた影響がうかがえる。

課題

- プロフェッショナル人材事業は順調に成果を挙げているとの評価であるが、約8万人(2021年)の転入超過となっている東京一極集中の解消に向かうまでの成約実績とはなっていない。
- 地方転職への関心が高まるなど、国民の意識・行動の変容が見られる今、プロフェッショナル人材の地方還流による地方企業の成長戦略の実現を後押しする取組が重要である。